

地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(市町村分)

市町村名:滋賀県甲賀市

1. 事業名	働き方改革推進ネットワーク事業					
2. 実施期間	平成31年4月1日 ~ 平成32年3月31日					
3. 女性活躍推進法に基づく推進計画策定時期(策定予定時期)	平成29年7月 (策定済・策定予定) ※どちらかにマルをつけてください。	計画期間(予定)	H29	~	H40	
4. 地域の実情と課題	<p>本市は、ものづくり企業が集積立地する内陸工業地として発展してきており、工業製品出荷額は12年連続で県内1位となっています。このように、ものづくりにより発展してきた本市が、持続的な発展を進めるには、労働力人口の維持、増加が必要不可欠な条件となります。しかしながら、本市の人口は平成17年の93,853人をピークとして減少局面に転じ、平成27年では、90,901人となり、生産年齢人口も減少するなど、経済力の低下、社会保障の担い手不足などが懸念されております。このような状況を脱却し、地域経済の発展を推し進めるためには、女性の活躍をはじめとする、多様な人材の活躍が不可欠です。</p> <p>しかし、本市では、固定的性別役割分担の考え方や社会の慣習が今なお存在しており、職場や地域等の組織の意思決定過程において、女性の参画・活躍が少ない状況があるとともに、職業生活を希望する女性にとって、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が困難な現状にあります。</p> <p>平成29年度に女性を対象とした「女性が輝くまちづくり市民アンケート調査」を実施した結果、収入を伴う仕事をしていない人に今後の就業の意向を質問したところ、約9割が「今後働きたいと思っている。」という回答でした。また、女性が意欲を持って働き続けるために必要な環境は「家庭生活と仕事を両立するための職場の支援」が1番高い調査結果となり、女性が就業し、かつ働き続けるためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が整備された職場環境が必要であることが伺える結果となりました。ところが、平成29年度に実施した、市内事業所調査では、約半数の事業所が働き方やワーク・ライフ・バランスの推進について、必要性は感じているものの「取組方法が分からない、ノウハウが不足している」などの理由により、働き方改革に着手できていない状況であることも分かってきました。</p> <p>そこで本市は、こうした状況の改善を図り、性別に捉われず、女性も男性も共に活躍することができる男女共同参画社会を実現するため、平成30年6月に「甲賀市男女共同参画を推進する条例」を制定しました。</p> <p>本条例には、市民の役割・企業の役割・行政の役割とそれぞれの果たすべき役割を明記すると共に、職業生活を希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍が出来る社会の実現を強く推し進める観点から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の内容をふんだんに盛り込みました。</p> <p>また、条例だけではなく、女性の活躍や働き方改革を行政施策として展開するため、市役所が部局横断的に26の事業を実施する内容を定めた「甲賀市女性の活躍アクションプラン」を策定しました。</p> <p>また昨年度に引き続き、市内企業・事業所・団体に「イクボス宣言」の実施や、市内全域の企業等にワーク・ライフ・バランスの推進を行うなど働き方改革に取り組む企業の拡大と推進行っています。</p>					
5. 事業の趣旨・目的	<p>イクボス宣言企業に「イクボス」、「働き方改革」、「ワーク・ライフ・バランス」について継続的に指導を行うことにより、女性が働きやすい職場環境の整備を推進し、働ける、また働き続けることが出来る企業に向かう支援をする。</p> <p>女性社員の「キャリア継続」、「管理職登用」、「ロールモデル」について継続的に学び、女性活躍推進を図る。</p> <p>企業・事業所の働き方改革、ワーク・ライフ・バランスへの主体的な取組を促し、働きたいけど働けない女性の「働く」という希望を実現し、社会に埋もれている女性の能力が発揮されることで、本市の地域・経済の活性化の好循環を生み出すきっかけとする。</p>					
6. 事業目標・重要業績評価指標(KPI)(全体) (※女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定してください。⇒要件②「見える化」(※複数の目標・KPIを設定する場合は、適宜、行を追加してください。)	①平成32年度まで(第4次男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標	目標・KPI ①「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感しない人の割合(アウトカム) ②30歳から39歳までの女性の就業率(アウトカム)	目標値(時点) ①60.0% (平成32年度) ②73.0%	現状値(時点) ①52% (平成30年10月) ②72.5% (平成27年)		
	②平成32年度まで(第4次男女共同参画基本計画期間中)の重要業績評価指標(KPI)(※KPIは目標達成への事業進捗の測定指標)	甲賀市内の滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録企業数(アウトカム)	70社	(平成32年度)		
	③事業目標(全体)	甲賀市内のイクボス宣言企業数(アウトカム)	100社	(平成32年度)	49社	(平成31年2月)
	④事業KPI(全体)	(※具体的なKPIを記載してください。) (※末尾にアウトカム又はアウトプットの別を()書きで記載してください。)				

7. 事業内容	<p>1. 働き方改革推進ネットワーク事業</p> <p>①キックオフセミナー イクボスへの取り組みを核としながら、働き方改革への支援を行う。働き方改革が停滞する原因が、意識改革への取り組みの低迷という点も踏まえ、キックオフでは、対象者を企業に留めず、働く人を支える家族までを対象とし、家庭における家族の役割やワーク・ライフ・バランスから生み出される豊かな生活にも切り込みを入れ、インパクト・影響力の大きい講師を選定し、働き方改革が人生を豊かにすると共に、会社においても利益をもたらす経営戦略であることを強調し、昨年度より拡充した形でセミナーを開催する。</p> <p>②女子社員ネットワーク推進事業 市内企業等の女性社員の管理職候補者を主な対象として「キャリア継続」、「管理職登用」、「ロールモデル」について継続的に学び、異業種の参加者が連携・交流できる場を設け、女性活躍推進を図る。</p> <p>③「イクボス宣言」推進のためのイクボス推進企業ネットワーク事業 市内企業20社程度から、経営者、管理職、管理職候補者を対象として「イクボス」、「働き方改革」、「ワーク・ライフ・バランス」について継続的に学び、「イクボス推進企業ネットワーク」を構築し異業種の参加者が連携・交流できる場を設ける。</p> <p>④「イクボス」「ワーク・ライフ・バランス」「働き方改革」出前研修事業 市内のイクボス宣言企業等または働き方改革・イクボスに取り組もうとする企業等に専門家(アドバイザー)を派遣し、管理職対象の研修だけでなく、社員全体の研修として実施し、社員全員が「イクボス」「ワーク・ライフ・バランス」「働き方改革」に取り組むような体制作りへの支援を行う。</p> <p>⑤事業報告会 働き方改革推進ネットワーク事業に取り組んだ内容を市内外に大きく発信する報告会を開催すると共に、平成31年度にイクボス宣言をした企業・事業所・団体を対象に「イクボス宣言式」行う。</p> <p>2. ワーク・ライフ・バランス推進事業</p> <p>①ワーク・ライフ・バランス推進員の設置</p> <p>②イクボス宣言をした企業を取材し、行政情報番組の作成や広報紙掲載のための原稿を作成し、働き方改革の普及・啓発、また、取組内容を紹介する。</p> <p>③働き方改革推進ネットワーク事業と連動し、市内イクボス宣言企業(H31年2月現在:49社)間で「イクボス推進企業ネットワーク」の構築を図るためのコーディネート及び指導を行うと共に派遣講師として啓発や指導を行う。</p> <p>④市内企業における女子社員のキャリア継続・登用・ロールモデルの推進について、企業の相談に対応し、派遣講師として啓発や指導を行う。</p> <p>※新たに、ワーク・ライフ・バランス推進員が取組む事業(新規追加内容)</p> <p>③イクボス推進企業ネットワークの構築のためのコーディネート及び指導・講師派遣の業務を追加</p> <p>④女子社員ネットワーク推進事業のコーディネート及び指導・講師派遣の業務を追加</p>									
8. 事業の実施により期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「イクボス推進企業ネットワーク」を構築することにより、異業種間での取組み内容また課題の共有・情報の交換など、働き方改革における社会全体の情勢について共通理解することができ、働き方改革へ継続した取り組みが期待できる。 ・女性社員の異業種交流の場を設けることで、女性目線からの働き方改革について自主的な取組が広がり、女性活躍推進の風土が醸成される。 ・働き方改革について企業の自主的な取り組みが推進されることで、長時間労働を抑制し、男性の家庭生活への参画が増える。 									
9. 事業効果の検証及び今後の課題の整理方法	<p>・事業参加者へのアンケート調査で、事業内容を評価及び課題を洗い出す。また、企業へ調査を行い、女性活躍や働き方改革についての取り組みが行われているかを把握する。</p>									
10. 事業の実施体制 ⇒要件③「官民連携・地域連携」	連携体制の名称	<p>女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況</p> <table border="1" data-bbox="1207 1602 2005 1676"> <tr> <td>設置の有無</td> <td>無</td> <td>設置(公表)時期</td> <td>未定</td> <td>※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択</td> </tr> </table>				設置の有無	無	設置(公表)時期	未定	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択
設置の有無	無	設置(公表)時期	未定	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択						
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市企業人権啓発推進協議会 ・甲賀市工業会 ・甲賀市商工会 ・イクボス宣言企業 ・あいコムこうか ・滋賀県労働局雇用環境・均等室 ・甲賀公共職業安定所 									
各構成団体の主な連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・甲賀市企業人権啓発推進協議会 ・甲賀市工業会 ・甲賀市商工会 ・イクボス宣言企業 ・あいコムこうか ・ケーブルテレビによる広報及び取材協力 ・滋賀県労働局雇用環境・均等室 ・「働き方・休み方改善コンサルタント」等の講師派遣 ・甲賀公共職業安定所 ・求人票の備考欄への「イクボス宣言企業」の掲載協力等 ・事業広報(事業チラシの配布・掲示) ・事業参加 									
他の地方公共団体との連携	<p>県内各市町・・・事業チラシを配布し、事業の周知、参加促進を図る。 滋賀県・・・県の事業と連携し、イクボス・女性活躍・ワーク・ライフ・バランス等働き方改革の普及、啓発に努める。また滋賀県イクボス宣言企業に登録する。</p>									
11. 女性活躍推進法に基づく国の「女性活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた公共調達における取組	<p>① 実施済 ② 平成 年 月から実施予定 ③ 検討中 ④ 実施予定なし ※ いずれかにマルをつけてください。</p> <p>①、②の場合、取組内容 (※国の取組指針に準じて、総合評価落札方式や企画競争方式による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価する取組等について記載してください。)</p>									
12. 担当者名及び連絡先	<p>滋賀県 甲賀市 産業経済部 商工労政課 女性活躍推進室</p> <p>電話:0748-69-2189 e-mail:koka10351000@city.koka.lg.jp</p>									
13. 事業実施及び連携工程	様式2-2-1に記載⇒要件④「政策連携」									
14. 経費の内訳	様式2-2-2に記載									

注)本様式はA4で3枚以内としてください。